

改正 平成16年6月23日

（通則）

第1条 この要綱は、市が毎年度の予算の範囲内において交付する八王子市立小学校PTA連合会及び八王子市立中学校PTA連合会補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年規則第19号、以下「規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、八王子市立小学校PTA連合会及び八王子市立中学校PTA連合会の活動に要する経費の一部を補助することにより、学校教育・社会教育・家庭教育三者の連携を促進し、八王子市の地域の教育力向上に寄与することを目的とする。

（補助対象者及び補助対象事業）

第3条 この補助金の補助対象者は、八王子市立小学校PTA連合会及び八王子市立中学校PTA連合会とする。補助対象事業は、補助対象者が実施する事業であって、次に掲げるものとする。

- 1 研修活動
- 2 広報活動
- 3 調査・研究活動
- 4 その他青少年の健全育成に関する活動

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象事業経費の2分の1以内とし、毎年度の市の予算の範囲内において交付する。

（交付申請書の様式等）

第5条 規則第6条第1項による交付申請書は、別記第1号様式（様式略）によるものとし、交付申請書に添付するその他必要な書類は、事業計画書・予算書・収支計画書とする。

（交付申請書等の提出期限）

第6条 交付申請書等は、事業に着手する日の属する月の初日（土・日・祝日にあたる場合はその翌日）までに提出するものとする。

（交付決定通知書）

第7条 規則第7条第2項による通知は別記第2号様式（様式略）によるものとする。

（補助事業等変更・中止・廃止申請書の様式）

第8条 規則第10条による市長への通知は別記第3号様式（様式略）によるものとする。

（実績報告書の様式等）

第9条 規則第12条による実績報告書は、別記第4号様式（様式略）によるものとし、実績報告書に添付する資料は、補助事業に係る帳簿その他必要があると認められる資料等とする。

（補助金等確定通知書の様式）

第10条 規則第13条による補助事業者等への通知は、別記第5号様式（様式略）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月23日から施行する。